

## 「1,300 人超す外国人に支援金 コロナで生活困窮者に民間基金」

生活困窮者の支援を続ける団体が「新型コロナ災害緊急アクション」として立ち上げた「緊急ささえあい基金」による外国人に対する支援が、昨年 5 月から今年 5 月末までの 1 年 1 カ月間で 1,337 件、総額 4,118 万 9,920 円に上ることが分かった。同基金による支援総額の約 7 割を占める。基金を立ち上げた「反貧困ネットワーク」の理事で「移住者と連帯する全国ネットワーク」の運営委員でもある稲葉奈々子上智大学総合グローバル学部教授は 6 月 7 日、日本記者クラブで記者会見（オンライン形式）し、「定住している外国人に安定した職についてもらえる制度」の必要を訴えた。



稲葉奈々子上智大学総合グローバル学部教授（「ZOOM」画面から）

「反貧困ネットワーク」は 2007 年に創設され、2008 年末のリーマンショックのときに、東京の日比谷公園に「年越し派遣村」を設けるなど、不景気の影響を真っ先に被る野宿者や派遣労働者、フリーター、シングルマザー、移住労働者などを支援する活動を続けている。「緊急ささえあい基金」への寄付呼び掛けを開始したのが、昨年 3 月末。新型コロナ感染でリーマンショックを超える数の人々が生活困窮に陥る、と予測したためだ。「移住者と連帯する全国ネットワーク」も賛同し、生活に困窮する移住者に 1 人 2 万円を支給する支援を昨年 5 月 1 日から始めた。

### 生活困窮者の国籍 45 カ国

今年 5 月 31 日までに支援を受けた外国人 1,300 人余りを国籍別でみると 45 カ国に上る。

中南米が最も多く、中でもペルー315人、ブラジル210人が目立つ。アジアは国数では中南米を上回り、最も多いのはフィリピンの120人。次いでベトナム94人、スリランカ45人、ネパール43人と続く。日本国籍を持つ人も16人いる。このほか中東地域のトルコ、イランもそれぞれ123人、73人と多い。

## ささえあい基金の支援を受けた外国人の国籍

アジア		アフリカ		ラテンアメリカ		中東	
フィリピン	120	ナイジェリア	32	ペルー	315	トルコ	123
ベトナム	94	カメルーン	23	ブラジル	210	イラン	73
スリランカ	45	エチオピア	19	ポリビア	47	アフガニスタン	5
ネパール	43	ガーナ	12	コロンビア	9	エジプト	1
インドネシア	16	コンゴRDC	12	ドミニカ共和国	3		
日本	16	ウガンダ	10	アルゼンチン	2		
パキスタン	14	ギニア	6	キューバ	1		
インド	10	セネガル	5	セントルシア	1		
バングラデシュ	9	スーダン	4	チリ	1		
ミャンマー	9	タンザニア	4	パラグアイ	1		
中国	6	南ア	3	メキシコ	1		
韓国	5	リベリア	2				
カンボジア	3	シエラレオネ	1				
タイ	2	シンバブエ	1				
モンゴル	1	ブルキナファソ	1				
		南スーダン	1				

(稲葉奈々子氏記者会見資料から)

支援を受けた人の多さとともに稲葉氏が重視するのは、実質的に公的支援の枠外に置かれている人々が大半という実態だ。支援を受けた外国人は、在留資格がない（そのほとんどが条件付きで身柄を解放された仮放免者）438人、在留資格はあるものの在留許可が3カ月以下の短期滞在など公的支援が利用できない70人が含まれている。一方、中・長期の在留資格を持ち公的支援が利用できる人も677人いる。これらの人々が一様に新型コロナで大きな影響を受けているのは、「定住している外国人にすら安定した職業についてもらう制度が非常に弱い」と稲葉氏は指摘した。

### 生活保護対象でも申請ためらう現実

外国人にとっても最後の砦といえる生活保護制度も、権利として保障されているわけではない。行政措置による準用しか認められていない、という外国人にとって厳しい現実がある。それも定住や永住、日本人や永住者の配偶者などの「身分に基づく在留資格（出入国管理法別表第二）の在留資格を持つ外国人しか対象にならない。そうした条件に合う人々が生活保護を申請しないのはなぜか。

仮放免という不安定な形で在住するカメルーン人男性（40代）は結婚した日本人女性と

離婚したため、育てている 6 歳の息子は日本国籍。息子だけ生活保護を受けることはできるが、児童養護施設に入れられてしまう恐れと、生活保護を受けると在留特別許可が認められないかもしれないという不安で申請するつもりはない。コロナで仕事がなくなり、その日食べるものが買えない日もあり、息子が 4 月から小学校に入学するのに、ランドセルなど必要なものを買えないことに悩んでいる。

在留資格がないペルー人女性と結婚し、その連れ子 2 人と、自分とその女性の子どもの 5 人で生活しているブラジル人男性（40 代）は定住者だ。派遣労働者として自動車部品工場に働いていたが、新型コロナのため仕事が全くなかった。長男（高校 2 年生）は仮放免のため就学支援金を受けることができない。学費を払えなくなり、高校から退学の警告を受けている。自分は在留資格があるので生活保護を申請できるが、申請すると妻と妻の連れ子 2 人の在留資格の審査に影響するかもしれないので申請するつもりはない。

こうした例を紹介して稲葉氏は、定住者が生活保護の申請をしない背景に次のような現実があることも厳しく批判した。「永住の在留資格を得るためには『公共の負担となっていないこと』が条件とされている。つまり、外国人が社会保障を利用することは、永住になってすら権利とはみなされていない」。さらに「仮放免は解決策になっていない。欧州は 10 年地域社会で生活した人には在留資格を出している」と、一定期間日本に住む外国人に対する扱いを日本も欧州と同様にすることを求めた。

### 地域社会の支援で生活する人々も

日本人の配偶者として来日したが一方的に離婚され、現在、仮放免というスリランカ女性（53 歳）。その後、パソコン部品の組み立て工場に働いていた中国人の夫と結婚し、一人娘が 4 月から県立高校に進学した。夫ともども仮放免になってからは仕事がない。夫の姉と妹は日本人と結婚して在留資格があり、夫がスナックを経営する姉の育児と家事労働を引き受けるかわりに、家賃を払ってもらっていた。ところがコロナのためスナックは閉店となってしまったため、今は経済的な援助を受けることができない。30 年以上付き合いのある近所のおじいさんやおばあさんにお金を貸してもらい、娘の高校の制服や教科書を購入することができた。

配偶者が日本人のため在留資格があったものの離婚し、その後再婚したフィリピン人の夫と子ども 3 人もどもも仮放免というフィリピン人女性（40 歳）の場合も、地域に助けられている。近所に住む日本人の配偶者と死別した高齢のフィリピン人女性が以前から家賃を払ってくれている。夫が仮放免になり仕事ができなくなり、新型コロナでそれまでお金を貸してくれていたフィリピン人もいなくなる。小学生の長男と次女が SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で SOS を発信した結果、物々交換を仲立ちする地方の団体

を經由して地元の議員や反貧困ネットワークとつながったことで、現金や食料が届けられた。

こうした事例を紹介して稲葉氏は、地域社会の支援で辛くも生活を維持している外国人が少なくないことに注意を促している。今国会で結局、政府・与党が成立を断念した改定出入国管理法が大きな関心を集めた。さまざまな問題が指摘されたが、稲葉氏が特に問題だとするのが、法案に盛り込まれていた「監理措置制度」。在留資格がないまま地域社会で生活している外国人の生活状況などを「監理人」が定期的に報告するという制度だ。「国家機関のかわりに地域で生活している人を監視して報告するのは、市民の役割ではない。地域社会に包摂されて生活しているのになぜ排除しなくてはならないのかという疑問を提示する人たちの方が多い」と、稲葉氏は厳しく批判した。

稲葉氏はこのほかにも、外国人も利用可能な生活者自立支援制度や求職者支援制度が、日本語教育を職業訓練に含めていないために、実際には多くの外国人の支援に役立っていないことなど、現在の外国人に対する支援制度のさまざまな問題点を指摘し、改善を求めた。

日文 小岩井忠道（科学記者）

関連サイト

日本記者クラブ会見レポート『『新型コロナウイルス』 日本の外国人の生活困窮 稲葉奈々子・上智大学教授』

[「新型コロナウイルス」\(62\) 日本の外国人の生活困窮 稲葉奈々子・上智大学教授 | 日本記者クラブ JapanNationalPressClub \(JNPC\)](#)

同「YouTube 会見動画」

[\(243\) 「新型コロナウイルス」\(62\) 日本の外国人の生活困窮 稲葉奈々子・上智大学教授 2021.6.7 - YouTube](#)

反貧困ネットワーク「緊急ささえあい基金」

[反貧困ネットワーク » Blog Archive » 緊急ささえあい基金 \(antipoverty-network.org\)](#)